# はあとふる

Info. 5

今回は、障がい福祉サービス(障がい児支援、相談支援)について紹介します。

# <障がい児通所系>

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活
	への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活
	への適応訓練などの支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わ
	せ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支
	援を行います。

# <障がい児訪問系>

居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問
	して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障
	がい児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援など
	を行います。

### <障がい児入所型>

福祉型障がい児入所施設	施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び
	知識技能の付与を行います。
医療型障がい児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保
	護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

### <相談支援系>

計画相談支援	サービス等利用計画の作成やサービス等の利用状況等の検証(モニ
	タリング)などを行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用計画の作成を行います。



いくつかの福祉サービスや事業所を組み合わせ て利用しているお子さんも多いことと思います。 かかわっている関係機関との連携を図りながら、 お子さんの支援ができるといいですね。